

「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務
企画提案募集要項

1 目的

企業局創立70周年を迎えるにあたり、電気・工業用水の安定供給や自然エネルギーを活用した地域活性化の推進など、これまでの企業局の取組成果を広く発信し、県民の理解促進と認知度向上を図ることを目的に本事業を展開する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務

(2) 委託業務の内容

別添『「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務仕様書』のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年12月28日（月）まで

(4) 見積限度額

金9,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 連絡先

徳島県企業局 経営企画課 政策調整担当
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
電話番号 088-621-3256
E-mail: keieikikakuka@pref.tokushima.lg.jp

※電子メールの件名

「徳島県企業局70周年記念事業」企画運営業務（質問or企画提案書の提出）
送信後に電話等で着信の確認を行うこと。

4 参加資格

応募者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる者（複数法人等による場合は、連合体（以下、「コンソーシアム」という。）を含む。）とし、次に掲げる全ての要件をすべて満たす者とする。なお、(3)については、資格確認のため、徳島県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱及び徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止又は指名回避の措置の対象となっていない者であること。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (4) 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうち、次のいずれかに該当する者がいないこと。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (7) 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者でないこと。
- (8) 法人税、法人事業税、法人県民税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税並びに延滞金等を滞納していない者。
- (9) 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者でないこと。

5 参加手続等

(1) 提出書類

次のとおり書類を提出すること。

内 容	大 き さ	部 数	提 出 期 限
①参加表明書（様式第1号）	A 4 判	正本 1 部	令和8年 4月10日（金） 午後5時 （必着）
②組織概要及び事業実績（様式第2号） （コンソーシアムの場合、構成員全て） 〈添付書類〉 ・組織等の概要が分かる書類（規約・組織図等） ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ※写し可。 企画提案の到着日時時点で3ヶ月以内のもの。			
③コンソーシアムの場合 コンソーシアム協定書（様式例第1号）の写し 及びコンソーシアム委任状（様式例第2号）			
④企画提案書（様式第3号） ※⑤と兼ねて可 ⑤プレゼンテーション用資料及び電子データ ⑥見積書（様式第4号） ※任意様式可	A 4 判	正本 1 部 副本 5 部	令和8年 4月21日（火） 午後5時 （必着）

(2) 書類の提出方法

紙媒体文書については、持参（午前9時から午後5時まで（土日・祝日を除く））又は郵送（書留又は配達記録）。電磁記録媒体文書（電子データ）については、「3 連絡先」に記載の電子メールアドレスに送付。

(3) 提出先

「3 連絡先」へ提出

(4) 質問及び回答

ア 質問内容

原則として、業務内容や手続に関する事項に限るものとし、他の事業者からの企画提案書提出状況や積算に関する内容等の質問は受け付けない。

イ 質問方法

質問書（様式第5号）により行うものとし、上記「(3) 提出先」宛て、電子メールにより提出すること。なお、送信後、電話にて着信の確認を行うこと。

ウ 質問受付期限

令和8年4月6日(月)午後5時必着

エ 質問に対する回答

原則として、電子メールにより令和8年4月8日(水)までに回答する。併せて、徳島県ホームページ上で公表する。

(5) 参加辞退

参加表明書提出後に企画提案の参加を辞退する場合は、辞退届（様式第6号）を持参又は郵送により、令和8年4月21日(火)午後5時までに提出すること。

(6) その他

ア 参加者は、企画提案書の提出をもって本要項及び仕様書の記載内容に同意したものとする。

イ 提出された提案書類は原則情報公開の対象とする。

ウ 企画提案書は1者につき1提案とする。

エ 当該企画提出に要する全ての経費は、参加者の負担とする。

オ 提出された書類は返却しない。

カ 提出期限後は、提出書類の変更、追加、差替、再提出又は撤回を認めない（審査に影響を与えない軽微なものを除く）。

キ 提出書類は、審査に必要な範囲において複製することがある。

ク 書類の作成は、A4（片面印刷）横書きとし、11ポイント以上で作成すること。なお、必要に応じて、表や写真等を用いた補足資料を添付することができるが、可能な限り簡潔にすること。

ケ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

コ 提出された「参加表明書」、「組織概要及び事業実績」及び「企画提案書」が次のいずれかに該当する場合は、原則として、その参加表明書等を無効とする。

- ・ 提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- ・ 全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ・ 虚偽の内容が記載されている場合
- ・ 本要項及び仕様書に示した提案に関する要件に適合しない場合
- ・ その他不正な行為等があったと認められる場合

サ 受託者は、受託する業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と認められる場合、事前に徳島県企業局（以下、「委託者」という。）の承諾を得た上で、業務の一部を委託することができる。

シ この業務により知り得た秘密は、他人に漏らさないこと。

6 受託候補者の選定

(1) 選定方法

委託者が設置する選定委員会において、提出された企画提案書をもとに、参加者のプレゼンテーションを実施した上で、提案内容や積算の妥当性等、総合的に評価し選定する。

ア プレゼンテーション実施日

令和8年4月下旬～5月上旬を予定

※日時及び場所は応募者に別途連絡するものとし、これを欠席した場合は、プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

イ プレゼンテーション所要時間

1者あたり15分以内で説明すること（説明15分、質疑10分）

※参加者数により時間は増減する場合もある。

(2) 評価基準

後日公表する。

(3) 選定結果

ア 企画提案した全ての参加者に書面で通知する。

イ 選定の経緯等に関する照会には一切応じない。

ウ 選定結果に対する異議申立ては受理しない。

エ 選定委員会において選定された委託先候補者は、契約手続を完了するまで委託者との契約関係を生じない。

(4) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託先候補者に重大な瑕疵があった場合、事業執行の意思が認められない場合、又は事業執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

7 契約の方法

委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容及び見積金額でそのまま契約することを約束するものではなく、選定後に、委託者と委託先候補者は、企画提案を基に業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議を行い、双方が合意に至った場合に、契約予定者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、契約を締結する。

なお、委託者と委託先候補者の協議が整わない場合は、選定基準により総合的に順位付けを行った次点の者と協議を行うこととする。

8 募集のスケジュール（予定）

募集開始	令和8年3月31日（火）
質問書の受付	令和8年4月6日（月）午後5時
質問への回答	令和8年4月8日（水）
参加表明受付の提出締切	令和8年4月10日（金）午後5時
企画提案書等の提出締切	令和8年4月21日（火）午後5時
選定委員会審査実施	令和8年4月下旬～5月上旬（予定）
選定決定・結果通知	令和8年4月下旬～5月上旬（予定）
契約の締結	令和8年4月下旬～5月上旬（予定）
本業務期間	令和8年12月28日（月）まで